



平成 19 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 川 崎 地 質 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 善 悦
(JASDAQ・コード番号 4673)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 財 務 本 部 長 山 口 光 朗
TEL.03-5445-2071

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 26 日開催の取締役会において、平成 19 年 2 月 27 日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

2. 定款の一部変更の趣旨及び目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行なうものであります。

- ① 当社の事業の現状に則し、現行定款第 2 条(目的)について、追加するものであります。
- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 15 条)。
- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 26 条)。
- ④ その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行なうものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付けで、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

3. 変更の内容

別紙のとおりであります。

以 上

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 地質調査、土質調査ならびにこれらに関する建設コンサルタント</p> <p>2.</p> <p>↳ (条文省略)</p> <p>9.</p> <p>10. 不動産の賃貸 (新 設)</p> <p>11. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1,700万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式</u>の数は、1,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 地質調査、土質調査ならびにこれらに関する建設コンサルタント</p> <p>2.</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>9.</p> <p>10. 不動産の賃貸</p> <p><u>11. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>12. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、1,700万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1单元に満たない株式</u> (以下「<u>单元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、单元未満株式の買取り、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、株券喪失にかかる手続き、その他株式に関する手続きおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② 当社の<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿および<u>実質株主名簿</u> (以下、「<u>株主名簿等</u>」という。)ならびに<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換、单元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、その他株式に関する事務は、名義書換代理人</u>に取り扱わせ、<u>当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、<u>单元株式数に満たない株式</u> (以下「<u>单元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。<u>ただし株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② 当社の<u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の<u>株主名簿</u> (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置き、<u>その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、<u>当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 <u>当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。</u></p> <p>② <u>前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第16条 <u>当会社の取締役は、8名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第17条 <u>当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p>	<p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 <u>当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 <u>当会社の株主総会議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第18条 当社の取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を置くことができる。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第20条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第21条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第22条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第22条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 当社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 当社の取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第27条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 当社の監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第30条 当社の監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第31条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 当社の監査役は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第33条 当社の監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第40条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 当社の剰余金の配当は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第37条 当社の利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第47条 当社の剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>